**平成２５年（フ）第３９５号**
静岡市葵区鷹匠３丁目12番８　グランビュー鷹匠807号、住民票上の住所静岡市葵区鷹匠３丁目12番15号
債務者　峰田千賀子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第４０８号**
静岡市清水区折戸533番地の11
債務者　松井祐三子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第４５０号**
東京都小金井市東町４丁目32番22号グリーンイーストマンション207
債務者　中村　　徹
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第６７号**
栃木県足利市山下町1918番地１　ウイングコート201号室、前住所宮城県黒川郡大和町吉田字若畑30番地の５
債務者　昆野　憲一
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２５年（フ）第６８号**
栃木県足利市五十部町1356番地、前住所群馬県太田市只上町1707番地２
債務者　河田　英男
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２５年（フ）第６９号**
栃木県足利市五十部町1356番地、前住所群馬県太田市只上町1707番地２
債務者　河田貴和江
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２５年（フ）第１５１３号**
横浜市旭区四季美台２番地　コーポまさみ101号
債務者　又丸　雅美
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続廃止

**平成２５年（フ）第６９号**
北九州市小倉北区大門２丁目７番５号
破産者　有限会社むとうデザイン工房
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第６６号**
佐賀県伊万里市波多津町辻521番地１　松本方、住民票上の住所愛知県安城市東端町山ノ神36番地
破産者　杉浦　秀喜
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２４年（フ）第５１号**
岩手県奥州市水沢区台町１番22号
破産者　株式会社蕎麦秀
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２５年（フ）第７４１号**
名古屋市南区柴田町３丁目12番地
破産者　株式会社ティアイプラン
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１９号**
京都府綾部市宮代町前田５番地の５
破産者　有限会社シマネ農機
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２１年（フ）第４７４９号**
大阪市中央区安土町１丁目６番19号
破産者　シンコウ化成株式会社
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６３０１号**
大阪市西成区出城１丁目７番３号
破産者　大和建装株式会社
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４７８号**
大阪市北区西天満６－２－14　マッセ梅田ビル２号館10階1001号室、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区野崎町４番２号
破産者　株式会社ジャパン・エナジーサーブ
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６１２号**
大阪市大正区平尾３丁目23番７号
破産者　株式会社マスイ
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６３３号**
神戸市北区道場町日下部1882番地
破産者　有限会社藤田工務店
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第７０６号**
大阪府高槻市辻子１丁目16番24号
破産者　株式会社草谷工務店
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部